

地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービスの重要事項説明書

【令和6年 4月 1日 現在】

株式会社うさぎメディケア（以下、「事業者」といいます）が開設するうさぎリハビリステーション（以下、「事業所」といいます）が行う地域密着型通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスの事業（以下、「事業」といいます）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 経営理念

私たちは地域に密着し、医療と福祉の両面から持てる力を存分に発揮することで、結びある人々の笑顔を引き出します。

一. 「仁の心」をもって人々と接します。

※「仁の心」…自他の隔てを置かず、一切のものに対して思いやり、慈しみ、親しみを持つ心

二. 人への尊敬の念を忘れず、奢らず感謝の想いで尊厳ある生活を支えます。

三. 質の高い安心・安全な医療・看護を提供します。

四. 多職種と密接に連携し、地域の医療・福祉に貢献します。

五. 良き医療人、良き援助者と成るために、日々自己研鑽に励みます。

2. 事業者の概要

法人名	株式会社うさぎメディケア
法人所在地	滋賀県大津市粟津町 17-21-2
連絡先	TEL：077-537-8884 FAX：077-537-8889
代表者指名	代表取締役 丹波卯子
設立	平成25年2月20日

3. 事業所の概要

事業所の種類	地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの事業
事業所の名称	うさぎリハビリステーション
事業所指定番号	2590101107
管理者の氏名	滝野 祐太
所在地	滋賀県大津市松本 2-8-10
連絡先 相談担当者	077-525-7424 (生活相談員)：田野 由佳里
開設年月日	令和5年4月1日
通常の事業の実施地域	滋賀、長等、中央、逢坂、平野、膳所（小学校区）
利用定員	13名

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づき、利用者の立場に立った適切な地域密着型通所介護事業又は介護予防通所介護相当サービスの事業の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	- 株式会社うさぎメディケアの理念を基に、要介護（要支援）者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 - 利用者の要介護（要支援）状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護（要支援）状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。 - 利用者・家族の意志を尊重し、常に利用者の立場にたって、専門的アセスメントの基、事業を実践するものとする。 - 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護（介護予防）支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的な事業の提供に努めるものとする。

5. 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 滝野 祐太
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	① 従業者の管理及び利用申込に係る調整、事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ② 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ③ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な事業の内容等を記載した地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画（以下、「地域密着型通所介護計画等」といいます）を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 ④ 利用者への地域密着型通所介護計画等を交付します。 ⑤ 事業の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画等の変更を行います。	1名
生活相談員	① 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営む	1名以上

	ことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、生活指導及び介護に関する相談及び援助などを行います。 ② それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画等に従った事業の実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	
介護職員	① 地域密着型通所介護計画等に基づいて、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	1 名以上
機能訓練 指導員	① 地域密着型通所介護計画等に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練を行います。	1 名以上

6. 営業時間

営業日および営業時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30
サービス提供日および サービス提供時間	月曜日～金曜日 1単位 9：00～12：10 2単位 13：30～16：40
休業日	土曜日・日曜日 12月29日から翌年1月3日

7. 提供する事業内容及び費用について

① 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービス内容
地域密着型通所介護計画等の作成	① 利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画等を作成します。 ② 地域密着型通所介護計画等の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 ③ 地域密着型通所介護計画等の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画等を利用者に交付します。 ④ それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画等に従った事業の提供状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送

		迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の行為の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、日常生活動作に関する訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)	個別機能訓練	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行います。

② 事業者の禁止行為

事業者は事業の提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

- ③ 提供する事業の利用料 ※利用者負担額（介護保険（１割～３割負担）を適用する場合）について費用は、基本利用料（介護保険）及びその他の費用（実費）とし、費用にかかる額の支払いを本人から受けるものとします。（別紙：料金表をご参照ください）地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣及び大津市長が定める基準によるものとする。また、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

8. 料金のお支払いについて

支払時期	料金が発生する場合、１ヶ月単位でお支払いいただきます。翌月の初回訪問日に前月ご利用分の明細をお渡しし、銀行引き落としさせていただきます。領収証は引き落とし確認後に発行いたします。
支払方法	毎月 27 日に銀行引き落としとさせていただきます。

9. 利用料、諸費用の滞納について

利用料、その他の費用の支払いについて、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から1ヶ月経過してもお支払いがない場合、事業利用を終了した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

10. 指定地域密着型通所介護に関する相談・要望・苦情等

利用者の指定密着型通所介護に関するご相談・ご要望・苦情について参ります。

うさぎリハビリステーション 担当者	ご利用時間	月～金 8：30～17：30 (休日、年末年始を除く)
	ご利用方法	電話 077-525-7424

滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情・相談	ご利用時間	月～金 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く)
	ご利用方法	電話 077-510-6605

大津市役所 介護保険課	ご利用時間	月～金 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く)
	ご利用方法	電話 077-528-2753

11. 事故発生時の対応

- 事故発生時は、市町村、家族、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に連絡を行います。
- 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保管します。
- サービス提供中に本人に対して、当方の責務において賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- 当事業所は以下の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名：一般社団法人 全国訪問看護事業協会

保険の内容：地域密着型通所介護事業に伴うリスクを総合的にカバーする介護事業保証制度に入っています。

12. 緊急時の対応方法

- 地域密着型通所介護または介護予防通所介護相当サービスを実施中に、病状に急変及びその他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、医師の指示に従います。
- 主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を行います。

- 看護師が上記の処置を講じた場合は、主治医、家族、関係者等及び管理者へ報告をいたします。

13. サービス利用までの手続きとサービス開始後の流れ

- ①

相 談

 : 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等でご相談ください。
- ②

施設見学・体験

 : 実際にサービスを体験して現場の雰囲気等を体感して頂きます。
- ③

申し込み

 : 事業者にお申し込みください。
- ④

契約・ケア計画作成

 : 利用日時や送迎時間のご相談、また支援の目標などを設定し、地域密着型通所介護計画等を作成します。
- ⑤

事業提供開始

 : 事業を開始します。
- ⑥

報告・評価

 : 定期的に関係機関へ報告を行います。
必要に応じて、地域密着型通所介護計画等を見直します。
- ⑦ 継続した事業を行います。

【事業の提供にあたって】

- 事業の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当時業者にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときには、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- 利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が作成する「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画等」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画等」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- 事業の提供は「地域密着型通所介護計画等」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- 事業提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

14. 非常災害発生時の対応

非常災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。非常災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、本人の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。また、非常災害時の発生の際にその事業を継続することができるように、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう業務継続計画を策定し計画に従い必要な措置を講じます。

15. 秘密保持と個人情報保護について

- 職員は、業務上知り得た本人及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続いたします。
職員は、当該事業者の職員でなくなった後においても、これらの秘密保持の義務は、継続いたします。
- 事業所は、本人及びその家族に関する個人情報及び記録物について、最善の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 当事業所に従事する職員は、事業の提供にあたり、関係する事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合は、必要最小限の範囲内で本人及およびその家族に関する個人情報を共有することを、別に定める「個人情報の取り扱いに関する同意書」の同意をもって承諾いただいたものとします。

16. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：滝野祐太
-------------	----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決対策を整備しています。
- ④ 指針の整備等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修、委員会の開催を実施しています。

17. 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 事業の提供に当たり、居宅介護支援事業者、又は介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② 事業提供の開始に際し、個の重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画等」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者、又は介護予防支援事業者に速やかに送付し

ます。

- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービスの提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者、又は介護予防支援事業者に送付します。

19. 事業提供の記録

- ① 事業の実施ごとに、事業提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保管します。
- ② 利用者は、事業者に対して保管される事業提供の記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

20. 衛生管理等

- ① 事業の用に供する施設、設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講じます。
- ③ 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

21. 暴力団等との関係について

事業者及び事業所の管理者とその他職員は、次の各号の反社会的のいずれにも該当しません。また、関係を有しないととも事業所はその運営について支配を受けません。

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋
- その他反社会的勢力

22. キャンセル

本人がサービスの利用を中止される場合は、事業の利用の中止を前営業日までに通知することにより、料金を負担することなく事業の利用を中止することができます。速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

なお、本人の都合による当日キャンセルは、「キャンセル料：1, 100円」が発生します。
(ただし、急な状態変化に伴う緊急入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。)

担当者	うさぎリハビリステーション 管理者 滝野 祐太	電話番号	077-525-7424
-----	----------------------------	------	--------------

23. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

私（事業者及び事業所管理者、説明者）は、上記のとおり地域密着型通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスの事業について、本書面に基づき重要な事項の説明をしました。

事業者 ： 法人名 株式会社 うさぎメディケア
 所在地 滋賀県大津市栗津町１７番２１－２号

 代表者 代表取締役 丹 波 卯 子 印

 事業所 うさぎリハビリステーション
 所在地 滋賀県大津市松本２丁目８番一１０号
 （事業所番号 2590101107 号 滋賀県大津市）

 責任者 管理者 滝 野 祐 太 印

 説明者 _____ 印

私（本人）は、事業者から地域密着型通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスの事業についての重要な事項の説明を受けました。

本人 ： 住所 _____

 氏名 _____ 印

私は、下記の者を代理人と指定し、重要事項説明書の内容を承諾する権限を委任します。

代理人 ： 住所 _____
（続柄： ）

 氏名 _____ 印

本人欄を代理人が代筆する場合、利用者の承諾の下で記入することに相違ありません。

代筆者名

重要事項説明書

うさぎリハビリステーション

《地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービス》